

香里北之町・香里西之町地区地区計画区域内における建築物等の建築制限

名称	香里北之町・香里西之町地区 地区計画	
位置	大阪府寝屋川市香里北之町及び香里西之町地内	
面積	約 3.3ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市の北の玄関口である京阪本線香里園駅より約 500m の至近距離に位置している。このため、地区計画を策定し、地区の特性を活かしながら、地区施設道路を整備し、土地の有効・高度利用を促進することにより、良好な市街地環境の形成と活力あるまちづくりを目標とする。
	土地利用の方針	当地区は、地域住民の利便に供する日常購買施設等の商業機能の配置と中高層住宅等の居住機能を配置し、土地の有効高度利用を促進し、商業機能と居住機能の調和を図る。また、地区施設道路を適切に配置し、良好な市街地環境の形成を図る。
	地区施設の整備方針	香里園駅に至るアクセス幹線道路となる都市計画道路香里園駅前線の整備推進と併せ、地区施設道路(主要生活道路)を整備し、来街者、居住者の利便性、安全性の向上と共に市民生活の憩いとうるおいある空間の形成を図る。
	建築物等の整備方針	都市生活拠点として「ゆとり」と「うるおい」のある市街地形成の為、適正な建築物の用途や壁面の位置の制限を行い、良好な環境づくりに努める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	地区施設道路 幅員 6.7m 延長約 600m
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1.作業場の床面積の合計が、150 m ² を超える自動車修理工場 2.倉庫業を営む倉庫
		壁面の位置の制限	外壁等については、壁面の位置の制限に反して建築してはならない。
備考			

平成 8 年 1 月 31 日

寝屋川市告示第 9 号